

飼料用アンモニア処理モミガラの取扱いについて

（昭和50年4月28日）
50畜B第1199号

畜産局長

このことについて、別添2のとおり株式会社中川飼料店代表取締役中川健造から申出があり、別添1のとおり回答したのでお知らせする。

なお、これに伴い高温、高圧のもとでアンモニア処理を行ったモミガラについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内各都道府県飼料検査機関に対しこの旨を通知するとともに、検査等に当たっては、遺憾のないようにされたい。

記

1. 反すう家畜用の飼料に限り、飼料の品質改善に関する法律第15条に規定する異物には該当しないものとする。
2. 飼料用規格については、別途定める予定である。

（参考）

飼料用アンモニア処理モミガラについて

1. 製法

アンモニア処理モミガラは、高温、高圧（170度c、12kg/cm²程度）のもとに、モミガラをアンモニアガスで30分程度処理（この場合、燐酸1石灰を加えることもある。）して得られる。

2. 一般組成

最近における分析例は次のとおりである。

（単位：％）

分析例	水分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分
1	6.58	9.73	1.89	36.92	22.91
2	7.16	7.18	1.96	39.64	20.79
3	8.30	7.37	1.11	37.72	20.43

（注）試料はいずれも試験用輸入品である。

別添 1

農林省畜産局長から株式会社中川飼料店代表取締役中川健造あて

昭和50年4月23日付けをもって申出のあった高温、高圧のもとでアンモニア処理を行ったモミガラ飼料化については、別途指示するまでの間は下記事項を遵守し、その製造、販売に当たり遺憾のないように措置されたい。

記

1 当該飼料の給与対象家畜は、反すう家畜とするが、当分の間は肉牛を中心とすること。

2 当該飼料は、反すう胃の機能が非たん白態窒素化合物を利用し得る段階に達したと認められる時期以降の牛に対し給与するものとし、その給与量は、1日当たり総給与量（乾物換算）の20パーセント以下とすること。

3 当該飼料の包装、容器等には、次の事項を表示すること。

飼料の名称（名称は「飼料用アンモニア処理モミガラ」とすること。）

飼料の用途

粗蛋白質の最小含量、粗蛋白質のうち非蛋白態窒素による粗蛋白質の最大含量、粗繊維及び粗灰分の最大含量（いずれも％で表示）

正味重量

使用上の注意

製造年月

製造業者の名称及び所在地

4 販売に当たっては、当該飼料の特性にかんがみ、相手方に対し、給与対象家畜の生理的状态、飼養条件等に応じ、当該飼料の給与量、切替方法等につき適切な指導を行うこと。

5 製造に当たっては、有害物質の混入の防止、品質の均一化等その品質管理に万全を期すること。なお、製造開始に当たっては、その2週間前までにその旨を当局に通知すること。

6 当分の間は、当該飼料の販売先、販売数量等について、その実績を四半期ごとに当局に報告すること。

別添 2

昭和50年 4月23日
株式会社中川飼料店代表取締役中川健造から農林省畜産局長あて

アンモニア処理によるモミガラの飼料化について

昭和49年 5月 1日付（49畜B第1132号）をもって回答頂きました本件に関し、御指示の通り下記について、御協議願ひ度く存じます。

記

高温高圧のもとでアンモニア処理を行ったモミガラ（Anmoniated Rice Halls A . R . H）の対象家畜、使用基準、表示について

対象家畜は 反すう家畜

使用基準は 給与量の 2.0%まで

表 示 は A . R . H（Anmoniated Rice Halls）

ということをお願い致したくおもいますので、御協議致し度く存じます。